

# みらい1分ニュースレター

2009/12/14 第22号

毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

増値税は日本の消費税に似た付加価値税で、物品の売買、加工・修理役務に対して課税され、納税時に受け取った増値税と支払った増値税の差額を納税します。

今回の改正は景気刺激策の一環として、企業の業種を問わず、中国全土に適用されます。

みらいコンサルティング(株) 国際部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic  
of China

### テーマ

## 増値税暫定条例： 輸入設備等の譲渡規制期間内における仕入税額控除

### ←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年3月30日(国税函「2009」158号)
- ✓ 目 的： 2009年1月1日より改正増値税法が施行され、課税売上に係る増値税額から設備の輸入(仕入)に係る増値税税額を控除して納付税額とすることが可能となりました。控除の対象範囲は機械・運搬具・道具器具などの固定資産まで拡大されます。これに伴い、輸入設備等の免税優遇政策は廃止されることとなりました。

### ←解説

#### ◆ —改正前—

##### [設備の輸入にかかる免税と譲渡規制]

従来(2009年1月1日以前)、中国国内に設備等を輸入する際は、増値税を一旦納付し、後日還付を受ける免税優遇規定が存在し、同時に当該設備等の譲渡を一定期間(下記)規制する規定が存在しました(税関「(88)署税字第1297号」)。

- ✓ 船舶・飛行機及び建築材料 8年
- ✓ 車両・家電製品 6年
- ✓ 機械設備等 5年

##### [規制期間内の譲渡における増値税の追加納付]

上記の期間中に譲渡を行う場合、追加税額の納付が必要となり、当該税額は下記算式に基づき計算されます。  
 $CIF \text{ 価格} (\times) \times [1 - \text{実際使用した月数} / (\text{規定する年数} \times 12)]$

※CIF価格…商品が買主の指定する場所に届くまでの運賃や船荷保険料を加算した価格

#### ◆ —改正後—


##### [輸入設備購入時の増値税免税優遇政策の廃止]

今回の改正に伴い、2009年1月1日より輸入設備等の増値税免除の優遇政策は廃止となり、増値税が課税されることとなりました。なお、課税された増値税額は、売上増値税から控除することが可能です。

##### [輸入設備譲渡時の追加納付税額は仕入税額控除の対象となる]

上記期間中の譲渡において、追加納付の際、税関から取得する輸入増値税専用支払書が2009年1月1日以降のものであれば、当該支払書に記載されている増値税額は仕入税額控除の対象となります。

執筆：潘 妹蓉 (pan shu rong)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇ [大阪支社] 大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇ [名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

